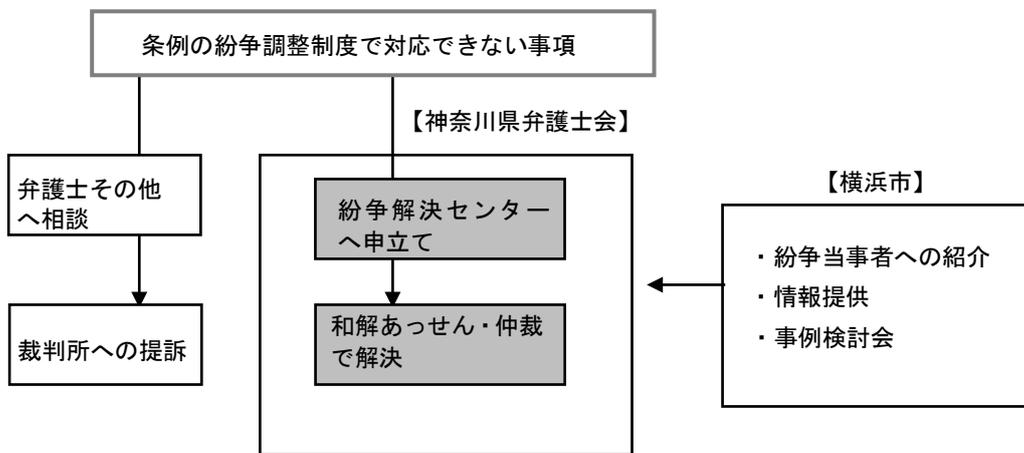


## 参考 ADR（裁判外紛争解決手続）について

中高層建築物条例の紛争調整制度で対応できない事項は、当事者間の直接交渉での解決か、時間と費用はかかりますが裁判による解決が基本です。

しかし、裁判によらず第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る裁判外紛争解決手続もあります。

横浜市では建築紛争に関する「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」に基づき、法務大臣の認証を受けた神奈川県弁護士会が開設した「神奈川県弁護士会紛争解決センター」と連携し、迅速な紛争解決を目指し同弁護士会と協定を締結しています。



### 【協定の概要】

紛争当事者へ神奈川県弁護士会紛争解決センターを紹介し、市で実施したあっせん・調停を含めた紛争調整状況の引継ぎ、論点整理、建築計画の概要等を弁護士会に情報提供し、紛争解決センターが行う和解あっせん・仲裁での解決を目指します。

### 【ADR のメリット】

- ・裁判に比べて、手続が迅速かつ柔軟
- ・話し合いは非公開で臨機応変な期日設定（夜間や現地での期日開催も可能）
- ・中高層建築物条例によるあっせん・調停では扱うことのできなかつた金銭補償等について紛争解決センターで調整が可能
- ・市で実施した紛争調整状況の引継ぎ、論点整理、建築計画の概要等を弁護士会へ情報提供し、紛争の迅速な解決を図る

### 【ADR のデメリット】

- ・紛争当事者双方が話し合いの意思があることが必要
- ・市の相談、あっせん、調停の手続とは異なり、各種手数料等が必要となる
- ・裁判所で行う訴訟上の和解や調停のように、合意内容を実現するために当然に強制執行できるわけではない。（ただし、ADRのうち仲裁手続において仲裁判断がなされた場合には裁判所の執行決定を経て、強制執行できる。）